



# 和歌山市公報

令和5年（2023年）7月3日  
第1754号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【規則】

41 和歌山市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（保健対策課） 2

### 【告示】

255 市議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(財政課)	3
256 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 特定相談支援事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	3
257 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	3
258 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	3
259 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	4
260 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	4
261 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	4
262 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	5
263 児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者の指定・・・・・・・・	(障害者支援課)	5
264 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 特定相談支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	5
265 行旅死亡人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(生活支援第1課)	5
266 国土調査法の規定による地籍調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	(地籍調査課)	6
267 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・	(自治振興課)	6
268 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	7
269 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	7
270 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	8
271 公示送達（令和2年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書、令和3年度後 期高齢者医療保険料決定（変更）通知書及び令和4年度後期高齢者医療保険料決 定（変更）通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・	(保険総務課)	9
272 公示送達（令和5年度随時第1期後期高齢者医療保険料督促状）	(保険総務課)	9
273 公示送達（令和5年度随時第1期介護保険料督促状）	(介護保険課)	9
274 指定福祉避難所の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(高齢者・地域福祉課)	10
275 電子申請システムを利用した手続に関する使用料、手数料及び諸収入金に係る指 定納付受託者の指定（令和5年告示第140号）の一部改正	(デジタル推進課)	10
276 公示送達（市県民税普通徴収督促状、市県民税特別徴収督促状及び軽自動車税督 促状）	(納税課)	10

277 公示送達（令和3年度国民健康保険料更正通知書、令和4年度国民健康保険料更正通知書及び令和5年度国民健康保険料納入通知書）	（国保年金課）	10
278 生活保護法の規定による医療機関の指定	（生活支援第1課）	11
279 生活保護法の規定による医療機関の指定	（生活支援第1課）	11
280 生活保護法の規定により指定した医療機関からの変更の届出	（生活支援第1課）	12
281 生活保護法の規定により指定した医療機関からの廃止の届出	（生活支援第1課）	12
282 生活保護法の規定により指定した医療機関からの廃止の届出	（生活支援第1課）	13
283 生活保護法の規定により指定した医療機関からの休止の届出	（生活支援第1課）	13
284 生活保護法の規定により指定した医療機関からの再開の届出	（生活支援第1課）	14
285 生活保護法の規定による介護機関の指定	（生活支援第1課）	14
286 生活保護法の規定により指定した介護期間からの変更の届出	（生活支援第1課）	14
287 生活保護法の規定により指定した介護期間からの廃止の届出	（生活支援第1課）	17
288 身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障害者支援課）	18

## 【 公 告 】

○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	18
-----------------	---------	----

## 【 選挙管理委員会告示 】

57 和歌山市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨	（選挙管理委員会事務局）	19
-------------------------------------	--------------	----

## 【 人事委員会公告 】

○ 令和5年度第2回和歌山市職員採用試験の実施	（人事委員会事務局）	19
○ 令和5年度行政職Ⅰ種職務経験者型和歌山市職員採用試験の実施	（人事委員会事務局）	28

## 【 規 則 】

和歌山市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月22日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市規則第41号

和歌山市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

和歌山市予防接種事故災害補償規則（平成22年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は第3項」を「から第3項まで」に改める。

第3条第2項中「44, 200, 000円」を「45, 300, 000円」に改める。

第4条第2項第1号中「44, 200, 000円」を「45, 300, 000円」に改め、同項第2号中「29, 431, 000円」を「30, 164, 000円」に改め、同項第3号中「22, 468, 000円」を「23, 027, 000円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の和歌山市予防接種事故災害補償規則（次項において「新規則」という。）第3条第2項の規定は、その死亡が行政措置予防接種を受けたことによるものであると市長が認定した者で、当該者について身体の異常が生じたことを市長が知った日が令和5年4月1日以後の日であるものに係る同条第1項の規定による補償の額について適用する。
- 新規則第4条第2項の規定は、その障害が行政措置予防接種を受けたことによるものであると市長が認定した者で、当該者について身体の異常が生じたことを市長が知った日が令和5年4月1日以後の日であるものに

係る同条第1項の規定による補償の額について適用する。

（令和5年6月22日揭示済）

## 【 告 示 】

### 和歌山市告示第255号

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月16日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 期日 令和5年6月23日
- 2 場所 和歌山市議会議場

（令和5年6月16日揭示済）

### 和歌山市告示第256号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者から同法第51条の25第4項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月16日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3030123271	居宅介護支援リノ	和歌山市狐島49-1 グリーンフル島本103号	計画相談支援	特定無し	株式会社リノケア	和歌山市舟津町4丁目28番地の2	令和3年11月1日	令和5年5月31日

（令和5年6月16日揭示済）

### 和歌山市告示第257号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月16日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010124166	みらい	和歌山市楠見中107番地5	就労移行支援	身体障害者（視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害）、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	合同会社みらい	和歌山市楠見中107番地5	令和5年6月1日	令和11年5月31日

（令和5年6月16日揭示済）

### 和歌山市告示第258号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月16日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020123539	グループホームここわ	和歌山市雄松町1丁目61番地1	共同生活援助	知的障害者・精神障害者	株式会社心和	和歌山市雄松町1丁目61番地1	令和5年6月1日	令和11年5月31日

(令和5年6月16日揭示済)

## 和歌山市告示第259号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月16日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010124174	だいふくのおうち善明寺	和歌山市善明寺238番地16	短期入所	身体障害者、知的障害者	株式会社エラブミライ	和歌山市栄谷1101番地56	令和5年6月1日	令和11年5月31日

(令和5年6月16日揭示済)

## 和歌山市告示第260号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月16日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010124141	ヘルパーステーションSunny	和歌山市手平2-5-47フレグランス手平201号	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	株式会社GLS	和歌山市手平2-5-47-201	令和5年6月1日	令和11年5月31日

(令和5年6月16日揭示済)

## 和歌山市告示第261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月16日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010124158	ヘルパーステーション紙ひこうき	和歌山市中之島1325番地第3ミヤタマンション1階1B号室	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	居宅介護（身体障害者、知的障害者、精神障害者）、重度訪問介護（身体障害者、知的障害者）、同行援護（身体障害者）	株式会社フリーライト	和歌山市松江1209-110	令和5年6月1日	令和11年5月31日

(令和5年6月16日揭示済)

**和歌山市告示第262号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月16日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020 1235 21	グループ ホームキ ューピー	和歌山市宇 須4丁目3 番56号	共同生 活援助	知的障害者 ・精神障害 者	株式会社あ おぞらケア センター	和歌山市手 平2丁目5 番-49号	令和5年 6月1日	令和11年 5月31日

(令和5年6月16日揭示済)

**和歌山市告示第263号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月16日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050 1012 64	放課後デイ Granny y和歌山	和歌山市有家7 6-1 ヴィラ ージュ有家A	放課後等デ イサービス	株式会社 アロツツ	東京都渋谷区 松濤1-28 -2	令和5年 6月1日	令和11年 5月31日

(令和5年6月16日揭示済)

**和歌山市告示第264号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月16日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3030 1233 62	居宅介護 支援ぷら む	和歌山市六 十谷129 5番地19	計画相談 支援	特定なし	合同会社 ケーアイ エー	和歌山市六十 谷1295番 地19	令和5年 6月1日	令和11 年5月3 1日

(令和5年6月16日揭示済)

**和歌山市告示第265号**

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により次のとおり告示します。  
お心当たりのある方は、和歌山市福祉事務所生活支援第1課まで申し出てください。

令和5年6月19日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 本籍及び住所  
不詳
- 2 氏名、性別、年齢及び職業  
氏名 不詳、性別 男性、年齢 推定50～70歳代、職業 不詳
- 3 体格等  
体格 痩せ型、身長 171センチメートル、血液型 不詳
- 4 着衣等  
上衣 黄色パーカー、灰色ベスト、黒色ベスト、白色肌着  
下衣 カーキ色長ズボン、白色股引2枚、黒色パンツ、紫色パンツ、白色靴下、白色と黒色の運動靴
- 5 所持金品等  
所持金 136,880円  
所持品 黒色二つ折り財布、腕時計2本、紫色リュックサック、カーキ色帽子、「山崎」と刻印された印鑑
- 6 死体の発見日時及び場所  
令和5年5月24日 午前9時50分頃  
和歌山市上野578番地13 北方約60メートル先沢内
- 7 死亡原因  
溺死（疑い）
- 8 死亡日時  
令和5年5月18日頃（推定）
- 9 死体の処置  
令和5年6月2日和歌山市斎場で火葬し、遺骨は生活支援第1課にて保管しています。  
(令和5年6月19日揭示済)

#### 和歌山市告示第266号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和5年6月20日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 事業計画が定められた年月日 令和5年6月13日
- 2 調査を実施する者の名称 和歌山市
- 3 調査地域 宇治藪下の一部  
本町9丁目の一部  
宇治鉄砲場
- 4 調査期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年6月20日揭示済)

#### 和歌山市告示第267号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月21日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
山口西自治会	代表者の氏名及び住所	飯田欣哉 和歌山市山口西357番地	室 俊幸 和歌山市山口西444番地	令和5年4月9日

(令和5年6月21日揭示済)

**和歌山市告示第268号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年6月21日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年6月10日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年6月21日掲示済)

**和歌山市告示第269号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年6月21日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、松島公園、美園公園及び大新公園	令和5年6月1日、同月5日、同月7日、同月8日、同月9日、同月12日、同月13日及び同月15日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年6月21日揭示済)

## 和歌山市告示第270号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年6月21日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日

令和5年6月23日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年3月11日	令和5年3月22日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年3月6日	令和5年3月22日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年3月14日	令和5年3月22日

和歌山市内一円市道上、松下公園及び太田第2公園	令和5年3月1日、同月7日、同月8日、同月9日、同月13及び同月14日	令和5年3月22日
-------------------------	-------------------------------------	-----------

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年6月21日揭示済)

## 和歌山市告示第271号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年6月23日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和2年度	後期高齢者医療保険料
令和3年度	後期高齢者医療保険料
令和4年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和5年6月23日揭示済)

## 和歌山市告示第272号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年6月23日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和5年7月11日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年6月23日揭示済)

## 和歌山市告示第273号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年6月23日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和5年度	随時第1期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和5年6月30日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年6月23日揭示済)

**和歌山市告示第274号**

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項及び災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7の2第2項の規定により、指定福祉避難所を指定したので、災害対策基本法第49条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

名称	所在地	受入対象者	その他市長が必要と認める事項
特別養護老人ホームわかば	和歌山市有本140	要介護者	

備考 受入対象者の家族等も受入対象とする。

(令和5年6月28日揭示済)

**和歌山市告示第275号**

電子申請システムを利用した手続に関する使用料、手数料及び諸収入金に係る指定納付受託者の指定（令和5年告示第140号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

2指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類を次のように改める。

## 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類

電子申請システムを利用した手続に関する使用料、手数料、寄付金及び諸収入金

(令和5年6月30日揭示済)

**和歌山市告示第276号**

市県民税普通徴収督促状、市県民税特別徴収督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和5年6月30日揭示済)

**和歌山市告示第277号**

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年7月24日に変更する。

令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年7月24日に変更する。
令和5年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和5年7月24日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年6月30日揭示済)

**和歌山市告示第278号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月3日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	名称	所在地	指定年月日
和薬新250-4	保険調剤薬局ヘルシー	和歌山市和歌川町9-41	令和5年1月1日
和薬新225-4	こたに歯科	和歌山市手平1丁目7番31号	令和5年2月1日
和薬新273-4	中央薬局小倉	和歌山市大垣内599	令和5年2月1日
和医新492-4	まえだ内科クリニック	和歌山市加納122番12	令和5年2月1日
和歯新222-4	フクロウのもりこども歯科クリニック	和歌山市西高松2丁目7-8	令和5年2月1日
和薬新275-5	スズラン調剤薬局	和歌山市津秦41-1	令和5年4月1日
和薬新276-5	紀北調剤薬局なかのしま店	和歌山市中之島307-1	令和5年5月1日
和医新495-5	サンクリニック	和歌山市中之島1716番地	令和5年5月1日
和医新493-5	宮整形外科クリニック	和歌山市秋月474-1	令和5年5月1日
和医新494-5	宗教法人木本八幡宮木本こころの診療所	和歌山市木ノ本1153	令和5年5月1日
和薬新277-5	ルピナス調剤薬局	和歌山市九番丁24	令和5年5月1日

(令和5年7月3日揭示済)

**和歌山市告示第279号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月3日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日
和訪新97-4	医療法人有紀会	和歌山市太田667番地6	訪問看護ステーションリーフ	和歌山市太田667番地6	令和5年2月1日
和訪新98-4	株式会社エクセレント	和歌山市駕町56	訪問看護ステーションつづみ	和歌山市駕町56	令和5年3月1日
和訪新99-4	株式会社PrimaS	阪南市黒田382番地1	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション和歌山北	和歌山市園部870番地の1	令和5年4月1日

和訪新1 00-4	株式会社サン ブリッジ	岩出市吉田317 番地の9	訪問看護ステーション みちラボ和歌山	和歌山市太田3丁 目7-24	令和5年 4月1日
和訪新1 01-4	株式会社あか りホーム	和歌山市橋向丁3 2番地	あかり訪問看護	和歌山市有本48 1番地の3	令和5年 4月1日
和訪新1 02-4	有限会社ハッ ピーライフ	和歌山市金谷20 6-6	訪問看護ステーション ひとつ	和歌山市津秦22 9-4	令和5年 4月1日
和訪新1 03-5	株式会社たい よう	和歌山市太田66 7番地の1	訪問看護たいよう	和歌山市六十谷8 72番地 メゾン ルピナス106号	令和5年 4月1日
和訪新1 04-5	株式会社AC CORD	和歌山市南出島6 8番地2	訪問看護ステーション ACCORD	和歌山市南出島6 8番地2	令和5年 6月1日
和訪新1 05-5	株式会社MA LLOW	和歌山市松江北5 丁目566番地3 1	マロウ訪問看護ステー ション	和歌山市松江北5 丁目566番地3 1	令和5年 6月1日
和訪新1 06-5	Mirais e株式会社	和歌山市狐島60 0番地1 シマハ イツ105号	訪問看護リハビリ 手 to手	和歌山市狐島60 0番地1 シマハ イツ105号	令和5年 4月1日

(令和5年7月3日掲示済)

## 和歌山市告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月3日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
和訪新1 00-4	訪問看護ステーショ ンみちラボ和歌山	事業所の 所在地	和歌山市太田3 丁目7-24	和歌山市鳴神1204- 2 アルコバレーノ1C	令和5年6 月15日

(令和5年7月3日掲示済)

## 和歌山市告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月3日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
和薬新229-2	保険調剤薬局ヘルシー	和歌山市和歌川町9-41	令和4年12月31日
和歯新207-31	こたに歯科	和歌山市手平1丁目7番31号	令和5年1月31日
和医新239-26	藤永医院	和歌山市北町41	令和5年1月31日
和医新409-27	まえだ内科クリニック	和歌山市加納122番12	令和5年1月31日
和歯新63-26	上村歯科医院	和歌山市手平1丁目9-16	令和5年4月1日
和医新490-4	和歌山内科クリニック	和歌山市米屋町3 ぶらくり丁	令和5年2月28日

		BLISSビル1階	
和薬新95-26	スズラン調剤薬局	和歌山市津秦41-1	令和5年3月31日
和歯新103-26	たきや歯科医院	和歌山市六十谷1022-12	令和5年3月31日
和医新4-26	大新クリニック	和歌山市北ノ新地裏田町33	令和5年3月31日
和医新218-26	田畑内科	和歌山市毛見342-12	令和5年4月1日
和医新134-26	中谷内科循環器科	和歌山市松江西1丁目1番33号	令和5年4月1日
和薬新41-26	株式会社チカゾエ保険調剤薬局グリーンライフ	和歌山市湊通丁北2丁目13番地 TKCビル1階	令和5年3月31日
和薬新26-26	株式会社チカゾエ保険調剤薬局六十谷グリーンライフ	和歌山市六十谷222-38	令和5年3月31日
和薬新83-26	紀北調剤薬局なかのしま店	和歌山市中之島307-1	令和5年4月30日
和医新357-27	サンクリニック	和歌山市中之島1716番地	令和5年4月30日
和薬新182-28	ルピナス調剤薬局	和歌山市九番丁24	令和5年4月30日
和薬新221-2	調剤薬局ツルハドラッグ津秦店	和歌山市津秦237番地	令和5年5月16日
和医新281-26	医療法人藤陽会ケアランド内科	和歌山市黒田279番地の4	令和5年5月31日

(令和5年7月3日揭示済)

**和歌山市告示第282号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月3日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃止年月日
和訪新4 1-27	株式会社プライマリーネット	阪南市下出3 46番地の1	プライマリーリハビリ 訪問看護ステーション	和歌山市園部8 70-1	令和5年3 月31日
和訪新2 6-26	医療法人聳友会	和歌山市秋月 570番地	訪問看護ステーション ハーモニー	和歌山市秋月5 35-2	令和5年4 月30日

(令和5年7月3日揭示済)

**和歌山市告示第283号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月3日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	名称	所在地	休止年月日
和医新433-29	中田ヒフ科	和歌山市松江北6丁目3-30	令和5年1月25日

(令和5年7月3日揭示済)

**和歌山市告示第284号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月3日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	名称	所在地	再開年月日
和医新433-29	中田ヒフ科	和歌山市松江北6丁目3-30	令和5年3月20日

(令和5年7月3日揭示済)

**和歌山市告示第285号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月3日

和歌山市長 尾花正啓

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人潤生会	和歌山市西高松1丁目5番36号	たかまつグループホーム	和歌山市西高松1丁目5番36号	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	令和5年5月22日

(令和5年7月3日揭示済)

**和歌山市告示第286号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した介護機関より変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月3日

和歌山市長 尾花正啓

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社Green	和歌山市六十谷1336-38	プランニングオフィスアシスト	和歌山市園部110-6	居宅介護支援	事業所の所在地	和歌山市園部1430-4 六十谷第二ビルA-1	和歌山市園部110-6	令和3年10月17日
株式会社Wah	和歌山市西高松2丁目	株式会社Wah	和歌山市西高松2丁目	訪問介護・第1号訪問	事業所の所在地	和歌山市二番丁60	和歌山市西高松2丁目	令和4年10

y	15-5	y	15-5	事業	地	番地 デュ オ丸ノ内3 01	15-5	月1日
株式会 社Wa y	和歌山市西 高松2丁目 15-5	株式会 社Wa y	和歌山市西 高松2丁目 15-5	居宅介護支 援	事業所 の所在 地	和歌山市十 二番丁60 番地 デュ オ丸ノ内3 01	和歌山市西 高松2丁目 15-5	令和4 年10 月1日
株式会 社つぼ み	和歌山市坂 田744番 地32	つぼみ 介護サ ービス	和歌山市坂 田744番 地32	訪問介護・ 第1号訪問 事業	事業所 の所在 地	和歌山市園 部1320 番地11	和歌山市坂 田744番 地32	令和5 年2月 1日
有限会 社きら く	和歌山市島 橋東ノ丁1 3-20	デイサ ービス 喜楽々	和歌山市狐 島691- 17	地域密着型 通所介護・ 第1号通所 事業	事業所 の所在 地	和歌山市市 小路37- 4	和歌山市狐 島691- 17	令和5 年3月 1日
株式会 社華	東大阪市長 堂1-2- 9 ロフテ ィ1番館2 C	訪問看 護ステ ーショ ン華 和歌山 店	和歌山市雑 賀町57- 1-2F	訪問看護・ 介護予防訪 問看護	開設者 の所在 地	東大阪市横 沼町1-6 -16	東大阪市長 堂1-2- 9 ロフテ ィ1番館2 C	令和5 年3月 6日
株式会 社生駒 管工	和歌山市松 江1556 番地58	めぐ美	和歌山市松 江1556 番地58	居宅介護支 援	事業所 の所在 地	和歌山市榎 原140番 地の26	和歌山市松 江1556 番地58	令和5 年1月 10日
株式会 社サン ブレス ト	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	介護シ ョップ ロコ	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	福祉用具貸 与・介護予 防福祉用具 貸与	開設者 の所在 地	和歌山市舟 津町4丁目 28番地の 2	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	令和5 年4月 3日
株式会 社サン ブレス ト	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	介護シ ョップ ロコ	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	福祉用具貸 与・介護予 防福祉用具 貸与	事業所 の所在 地	和歌山市舟 津町4丁目 28番地の 2	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	令和5 年4月 3日
株式会 社サン ブレス ト	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	ヘルパ ーステ ーショ ンロコ	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	訪問介護・ 第1号訪問 事業	開設者 の所在 地	和歌山市舟 津町4丁目 28番地の 2	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	令和5 年4月 3日
株式会 社サン ブレス ト	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	ヘルパ ーステ ーショ ンロコ	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	訪問介護・ 第1号訪問 事業	事業所 の所在 地	和歌山市舟 津町4丁目 28番地の 2	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	令和5 年4月 3日
株式会 社サン ブレス ト	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	居宅介 護支援 ブレス ト	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	居宅介護支 援	開設者 の所在 地	和歌山市舟 津町4丁目 28番地の 2	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	令和5 年4月 3日
株式会 社サン	和歌山市畑 屋敷端ノ丁	居宅介 護支援	和歌山市畑 屋敷端ノ丁	居宅介護支 援	事業所 の所在	和歌山市舟 津町4丁目	和歌山市畑 屋敷端ノ丁	令和5 年4月

ブレ スト	34番地1	ブレ スト	34番地1		地	28番地の 2	34番地1	3日
株式会 社サン ブレ スト	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	デイサ ービス センタ ーロコ	和歌山市紀 三井寺53 9番4	通所介護・ 第1号通所 事業	開設者 の所在 地	和歌山市舟 津町4丁目 28番地の 2	和歌山市畑 屋敷端ノ丁 34番地1	令和5 年4月 3日
有限会 社プロ グレス	和歌山市船 所30-4	介護シ ョップ ヘルシ ーライ フ	和歌山市大 谷119- 3	福祉用具貸 与・介護予 防福祉用具 貸与	事業所 の所在 地	和歌山市楠 見中193 -7	和歌山市大 谷119- 3	平成2 3年7 月4日
合同会 社ウィ ンクル ム	和歌山市美 園町2丁目 109 グ ランメー ル美園II60 1	ケアプ ランセ ンター ソラリ ス	和歌山市美 園町2丁目 109 グ ランメー ル美園II60 1	居宅介護支 援	事業所 の所在 地	和歌山市美 園町5丁目 9-12 グリーンコ ート美園3 05号室	和歌山市美 園町2丁目 109 グ ランメー ル美園II60 1	令和5 年5月 30日
株式会 社晶	和歌山市田 野461- 1	ヘルパ ーステ ーション 花	和歌山市田 野333- 3	訪問介護・ 第1号訪問 事業	事業所 の所在 地	和歌山市築 港4丁目1 0-3 シ ーグレイ ス2C	和歌山市田 野333- 3	令和4 年4月 15日
カイン ドメデ ィケア ルーフ 株式会 社	湊通丁南4 丁目5-3	いのう えケア センタ ー居宅 支援	湊通丁南4 丁目5-3	居宅介護支 援	開設者 の所在 地	和歌山市湊 4-1	湊通丁南4 丁目5-3	令和4 年3月 25日
カイン ドメデ ィケア ルーフ 株式会 社	湊通丁南4 丁目5-3	いのう えケア センタ ー居宅 支援	湊通丁南4 丁目5-3	居宅介護支 援	事業所 の所在 地	和歌山市湊 4-1	湊通丁南4 丁目5-3	令和4 年3月 25日
カイン ドメデ ィケア ルーフ 株式会 社	湊通丁南4 丁目5-3	いのう えケア センタ ー訪問 介護	和歌山市土 佐町2丁目 20-1	訪問介護・ 第1号訪問 事業	開設者 の所在 地	和歌山市湊 4-1	湊通丁南4 丁目5-3	令和4 年3月 25日
カイン ドメデ ィケア ルーフ 株式会 社	湊通丁南4 丁目5-3	いのう えケア センタ ー訪問 介護	和歌山市土 佐町2丁目 20-1	訪問介護・ 第1号訪問 事業	事業所 の所在 地	和歌山市湊 4-1	和歌山市土 佐町2丁目 20-1	令和4 年3月 25日

カイン ドメデ ィケア ルーフ 株式会 社	湊通丁南4 丁目5-3	いのう えデイ サービ ス	和歌山市土 佐町2丁目 20-1	通所介護・ 第1号通所 事業	開設者 の所在 地	和歌山市湊 4-1	湊通丁南4 丁目5-3	令和4 年3月 25日
カイン ドメデ ィケア ルーフ 株式会 社	湊通丁南4 丁目5-3	いのう えデイ サービ ス	和歌山市土 佐町2丁目 20-1	通所介護・ 第1号通所 事業	事業所 の所在 地	和歌山市湊 4-1	和歌山市土 佐町2丁目 20-1	令和4 年3月 25日
株式会 社サン ブリッ ジ	岩出市吉田 317番地 の9	訪問看 護ステ ーション みち ラボ和 歌山	和歌山市鳴 神1204 -2 アル コバレーノ 1C	訪問看護・ 介護予防訪 問看護	事業所 の所在 地	和歌山市太 田3丁目7 -24	和歌山市鳴 神1204 -2 アル コバレーノ 1C	令和5 年6月 15日

(令和5年7月3日掲示済)

## 和歌山市告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月3日

和歌山市長 尾花正啓

届出者の 名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の 名称	指定事業所の 所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社 ジーイー	和歌山市毛見1131 -17	保険調剤薬局 ヘルシー	和歌山市和歌 川町9-41	居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導	令和4年1 月31日
小谷隆久	和歌山市手平1丁目7 番31号	こたに歯科	和歌山市手平 1丁目7番3 1号	居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導	令和5年1 月31日
株式会社 プライマ リーネッ ト	阪南市下出346番地 の1	プライマリー リハビリ訪問 看護ステーシ ョン	和歌山市園部 870-1	訪問看護・介護 予防訪問看護	令和5年3 月31日
株式会社 チカゾエ	和歌山市六十谷222 -38	株式会社チカ ゾエ保険調剤 薬局グリーン ライフ	和歌山市湊通 丁北2丁目1 3 TKCビ ル1F	居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導	令和5年3 月31日

有限会社 サンミ企 画	茨木市北春日丘1-7 -9	スズラン調剤 薬局	和歌山市津秦 41-1	居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導	令和5年3 月31日
株式会社 紀北調剤 薬局	橋本市神野々1107 -6	紀北調剤薬局 なかのしま店	和歌山市中之 島307-1	居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導	令和5年4 月30日
医療法人 鵜友会	和歌山市秋月570番 地	訪問看護ステ ーションハー モニー	和歌山市秋月 535-2	訪問看護・介護 予防訪問看護	令和5年4 月30日
有限会社 サンミ企 画	茨木市北春日丘1-7 -9	ルピナス調剤 薬局	和歌山市九番 丁24	居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導	令和5年4 月30日
株式会社 ツルハ	札幌市東区北二十四条 東20丁目 1番21号	調剤薬局ツル ハドラッグ津 秦店	和歌山市津秦 237番地	居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導	令和5年5 月16日
医療法人 藤陽会	和歌山市黒田279番 地の4	医療法人藤陽 会ケアランド 内科	和歌山市黒田 279番地の 4	訪問看護・介護 予防訪問看護	令和5年5 月31日

(令和5年7月3日揭示済)

**和歌山市告示第288号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月3日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
羽端 章悟	リハビリテー ション科	肢体不自由、音声・言 語・そしゃく機能障害	和歌山県立医科大学 サテライト診療所本 町	本町2丁目1番地 フォルテワジマ 5階	令和5年 7月1日
上松 耕太	心臓血管外科	心臓機能障害	和歌山県立医科大学 附属病院	紀三井寺811番 地1	令和5年 7月1日
上嶋 千史	呼吸器内科	呼吸器機能障害	河西田村病院	島橋東ノ丁1番1 1号	令和5年 7月1日
横山 宏司	小児科	肢体不自由、呼吸器機 能障害	日本赤十字社和歌山 医療センター	小松原通四丁目2 0番地	令和5年 7月1日
深尾 大輔	小児科	肢体不自由	日本赤十字社和歌山 医療センター	小松原通四丁目 20番地	令和5年 7月1日

(令和5年7月3日揭示済)

**【 公 告 】**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年6月26日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市西字東梅ヶ崎680番、森小手穂字東梅ヶ崎1381番、水路	和歌山市狐島508番地 三幸建設株式会社 代表取締役 島本義久 和歌山市西653番地 株式会社古川製作所 代表取締役 古川晃秀
和歌山市禰宜字森954番1、954番4	和歌山市和田310番地4 株式会社イエステージ 代表取締役 和田静佳
和歌山市西汀丁4番1	和歌山市新中島63番8 大和ハウス工業株式会社和歌山支店 支配人 金田恵治
和歌山市大河内字北東町200番1	和歌山市和歌浦東3丁目6番14号 瀬藤晶貴

(令和5年6月26日揭示済)

## 【 選挙管理委員会告示 】

## 和歌山市選挙管理委員会告示第57号

令和5年4月23日執行の和歌山市議会議員一般選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のように公表する。

令和5年6月16日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

(別表省略)

(令和5年6月16日揭示済)

## 【 人事委員会公告 】

令和5年度第2回和歌山市職員採用試験を次のとおり実施するので公告する。

令和5年6月30日

和歌山市人事委員会委員長 田中 祥博

令和5年度第2回和歌山市職員採用試験

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

令和6年4月1日採用予定

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
行政職Ⅲ種 事務職	2人	市長事務部局等で、一般行政事務に従事する。
資格免許職 Ⅰ種	獣医師	市長事務部局等で、動物保健、食品衛生検査等の専門行政事務に従事する。
	精神保健福祉相談員	市長事務部局等で、精神保健福祉に関する相談等の専門行政事務に従事する。
	保健師	保健センター等で、乳幼児、高齢者等に対する健康指導、健康相談等の専門行政事務に従事する。

資格免許職 Ⅱ種	保育士	8人	保育所等で、乳児及び幼児の保育並びに育児についての相談、指導等の専門行政事務に従事する。
	手話通訳員	1人	窓口等で、聴覚障害者に対する手話通訳、相談等の業務に従事する。
消防職Ⅲ種		5人	消防署等で、消火・救急・救助活動、火災予防及び防火指導の業務に従事する。
障害者を対象とした行政職事務職		1人	市長事務部局等で、一般行政事務に従事する。
技能労務職	環境整備員	3人	ごみ収集等の業務に従事する。
	保育調理業務員	2人	保育所等で、給食調理及び調理事務、清掃業務等に従事する。
	学校給食調理員	3人	学校等で、給食調理業務に従事する。

2 受験資格

次の（1）から（3）までの要件を満たす者。

（1）次のいずれかに該当する者。ただし、消防職Ⅲ種についてはアに該当する者に限る。

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する永住者（令和6年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者（令和6年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

（2）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（3）次の試験区分別受験資格に該当する者

試験区分		受験資格
行政職Ⅲ種	事務職	平成4年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた者。ただし、次のア又はイに該当する者は受験できない。 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。）を卒業した者や令和6年3月31日までに卒業する見込みである者等、令和6年3月31日現在で大学における在籍期間が通算して3年を超える者 イ 外国の大学における在籍期間が通算して3年を超える者等、和歌山市人事委員会がアと同等であると認める者 （注）在籍期間とは、休学等の状態にかかわらず、入学した日以降の大学に籍が置かれている期間をいう。
資格免許職 Ⅰ種	獣医師	次の①及び②を満たす者 ① 昭和63年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。 ② 獣医師免許を有する者又は令和6年3月31日までに行われる獣医師国家試験により免許取得見込みの者
	精神保健福祉相談員	次の①及び②を満たす者 ① 昭和63年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。 ② 精神保健福祉士法により精神保健福祉士登録簿に登録さ

		れている者又は令和6年3月31日までに行われる精神保健福祉士国家試験により資格取得見込みの者
	保健師	次の①及び②を満たす者 ① 昭和63年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。 ② 保健師免許を有する者又は令和6年3月31日までに行われる保健師国家試験により免許取得見込みの者
資格免許職 Ⅱ種	保育士	次の①及び②を満たす者 ① 平成2年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。 ② 児童福祉法により保育士登録簿に登録され、教育職員免許法による幼稚園教諭免許状を有する者は令和6年3月31日までに保育士登録簿に登録され、幼稚園教諭免許状を取得見込みの者
	手話通訳員	次の①及び②を満たす者 ① 昭和39年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。 ② 手話通訳士若しくは手話通訳者（手話通訳者全国統一試験又は都道府県等の手話通訳に関する認定試験の合格者）の資格を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者
消防職Ⅲ種		次の①及び②を満たす者 ① 平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた者。ただし、次のア又はイに該当する者は受験できない。 ア 大学（短期大学を除く。）を卒業した者や令和6年3月31日までに卒業する見込みである者等、令和6年3月31日現在で大学における在籍期間が通算して3年を超える者 イ 外国の大学における在籍期間が通算して3年を超える者等と和歌山市人事委員会がアと同等であると認める者 （注）在籍期間とは、休学等の状態にかかわらず、入学した日以降の大学に籍が置かれている期間をいう。 ② 次のアからウまでの身体等の基準を満たす者 ア 視力が、両眼とも1.0以上であること（矯正視力を含む。） イ 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。 ウ 聴力、言語能力、運動機能等に、職務遂行上の支障がないこと。
障害者を対象とした行政職事務職		次の①及び②を満たす者 ① 昭和48年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた者。なお、学歴は問わない。 ② 次のいずれかに該当する者 ア 身体障害者手帳（1級から6級まで）の交付を受けている者 イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手

		帳の交付を受けている者 ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター又は精神保健指定医により知的障害があると判定された者 エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (注) 上記の手帳等については、受験申込日、受験日当日及び採用時において有効なものであること。
技能労務職	環境整備員	昭和58年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。
	保育調理業務員	次の①及び②を満たす者 ① 昭和53年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。
	学校給食調理員	② 調理師免許を有する者又は令和6年3月31日までに免許取得見込みの者

注意事項

- 1 障害者を対象とした行政職事務職の試験区分では、点字による出題での受験が可能である。
- 2 消防職Ⅲ種については、採用後は、任命権者が認める場合を除き、和歌山市に居住することが必要である。

3 試験の方法等

(1) 試験種目一覧

試験区分	第1次試験種目	第2次試験種目
行政職Ⅲ種事務職、獣医師、精神保健福祉相談員、手話通訳員	教養試験	論文試験、口述試験、適性検査
保健師、保育士	教養試験、専門試験	論文試験、口述試験、適性検査
消防職Ⅲ種	教養試験、体力試験	論文試験、口述試験、適性検査、健康診断
障害者を対象とした行政職事務職	教養試験	論文試験、口述試験
環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員	業務適性検査	論文試験、口述試験、適性検査、体力測定

(2) 第1次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分 \ 試験種目	教養試験	専門試験	体力試験	業務適性検査
行政職Ⅲ種事務職、獣医師、精神保健福祉相談員、手話通訳員、障害者を対象とした行政職事務職	100			
保健師、保育士	100	100		
消防職Ⅲ種	100		50	
環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員				100

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 空欄となっている試験種目は実施しない。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
------	-------

教養試験	一般的知識及び能力についての筆記試験
下記の試験区分（手話通訳員、障害者を対象とした行政職事務職）を除く全ての試験区分	択一式・120分で行われる。出題分野は、時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能とする。
手話通訳員	択一式・45分で行われる。出題分野は、文章読解能力、数的能力及び論理的思考能力とする。
障害者を対象とした行政職事務職	択一式・120分で行われる。出題分野は、一般常識、言語能力、数的能力などとする。
専門試験	択一式・90分で行われる専門的知識及び能力についての筆記試験
保健師	出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論とする。
保育士	出題分野は、社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健とする。
体力試験	消防職としての職務遂行に必要な体力の測定で、種目は、握力、長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし及びシャトルランとする。
業務適性検査	択一式・20分で行われる。出題分野は加減算の計算、数の大小関係の判断、文字や図形の照合などとする。

注意事項

- 1 教養試験及び専門試験は、Ⅰ種は大学卒業程度、Ⅱ種は短期大学卒業程度、Ⅲ種及び障害者を対象とした行政職事務職は高校卒業程度の内容でそれぞれ行う。
- 2 体力試験では、運動ができる服装、靴（屋内用）及び水分補給用の飲み物を用意すること。なお、都合により種目を変更する場合がある。

(3) 第2次試験

ア 試験種目及び配点

試験種目	第1次試験結果	論文試験	口述試験	適性検査	健康診断	体力測定
試験区分						
行政職Ⅲ種事務職、獣医師、精神保健福祉相談員、保健師、保育士、手話通訳員	50	30	120	○		
消防職Ⅲ種	50	30	120	○	○	
障害者を対象とした行政職事務職	50	30	120			
環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員	50	30	120	○		○

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 第1次試験結果については、第1次試験の総合得点を第2次試験の配点に応じて換算する。
- 3 適性検査は、口述試験及び合否判定の資料として使用する。

- 4 消防職における健康診断は、適正な消防活動のために消防吏員に求められる適性を判断する目的で実施するものである。
- 5 体力測定は、合否判定時の資料として使用する。
- 6 空欄となっている試験種目は、実施しない。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
論文試験	1200字以内、90分で行われる一定のテーマによる論文 なお、環境整備員、保育調理業務員及び学校給食調理員については、800字以内、90分で行われる一定のテーマによる論文
口述試験	個人の形式による、主として人物、性格等についての面接
適性検査	性格等に関する適性検査
健康診断	視力及び色覚並びに職務遂行に関する所見について、医師による健康診断書の提出（消防職に限る。）
体力測定	職務遂行上最小限必要な体力の測定で、次の種目で実施する。 環境整備員については、握力、上体起こし、腕立て伏せ、砂袋運び 保育調理業務員及び学校給食調理員については、握力、上体起こし、砂袋運び

注意事項 視力及び色覚は、災害等の現場において、視的情報によって瞬時に危険物の種類等を判断したり、要救助者の顔色等から状況を判断したりすることが求められるため、指標の1つとしている。

4 試験日等

(1) 第1次試験

試験区分	試験日・集合時間	終了予定時間	試験会場
行政職Ⅲ種事務職、獣医師、精神保健福祉相談員、障害者を対象とした行政職事務職	令和5年9月17日(日) 午前9時15分着席・出席点呼	午前11時30分頃	和歌山市立西和中学校
保健師、保育士		午後 2時15分頃	
消防職Ⅲ種		午後 6時00分頃	
手話通訳員	令和5年9月17日(日)	午後 2時00分頃	
環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員	午後1時00分着席・出席点呼	午後 1時45分頃	

注意事項

- 1 試験区分によって集合時間が異なる。
- 2 手話通訳員及び技能労務職（環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員）を除く全ての試験区分について、試験開始後30分間に限り、遅刻を認める。手話通訳員及び技能労務職については、遅刻を認めない。
- 3 気象条件その他の事情により、試験開始時間等が変更される場合がある。
- 4 消防職では、教養試験・体力試験の順に実施する。体力試験では、シャトルランを最後に実施する。シャトルランでは、受験番号順に数人程度を1組として同時に走り、シャトルランを終了した者から、順次解散とする。なお、上記の終了予定時間は、最後の組で走る受験者の目安として記載している。

(2) 第2次試験

試験区分	試験日	実施試験種目
環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員	10月14日(土)	論文試験、適性検査、体力測定
	11月4日(土)～12日(日)のうち1日	口述試験(個人)
行政職Ⅲ種事務職、獣医	10月21日(土)、22日(日)のうち1日	論文試験、適性検査

師、精神保健福祉相談員 、保健師、保育士、手話 通訳員、消防職Ⅲ種	11月4日（土）～12日（日）のうちの1日	査 口述試験（個人）
	10月21日（土）、22日（日）のうちの1日	論文試験
障害者を対象とした行政 職事務職	10月21日（土）、22日（日）のうちの1日	論文試験
	11月4日（土）～12日（日）のうちの1日	口述試験（個人）

## 注意事項

- 都合により、試験日を変更する場合がある。
- 試験会場、日時などの具体的な事項は、第1次試験合格者に通知する。なお、当人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。

## 5 合格発表等

(1) 合格者は総合得点の高い順に決定する。ただし、それぞれの試験種目において当人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがある。

また、同点者は同順位とするが、最終合格決定時において、合否判定上に同点者がいる場合は、第1次試験の得点順に合格者を決定する。

教養試験、専門試験及び業務適性検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものである。

(2) 消防職Ⅲ種の第1次試験では、体力試験の結果が一定の基準に達しない場合、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格とする。なお、これにより不合格となった者の体力試験の得点は、0点とする。

(3) 技能労務職（環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員）の第2次試験では、体力測定の結果が一定の基準に達しない場合、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格とする。

(4) 合格発表予定日等は次のとおりである。

	時期	方法
第1次試験合格発表	10月上旬	合格者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。
第2次試験（最終）合格発表	11月下旬	合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。

(5) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間、合格者の受験番号を掲示するが、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。なお、合否に関する電話による問合せには応じない。

## 6 繰上げ合格制度

次のとおり実施する。

(1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の者の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載する。

(2) 繰上げ合格候補者の数は2人又は3人程度とする。ただし、和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数とする。

(3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用される。

ア 正式合格者が採用を辞退した場合

イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合

ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合

(4) 繰上げ合格候補者の受験番号は、最終合格発表掲示に掲載しない。なお、繰上げ合格候補者となった者には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知する。

(5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により、同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられるが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはない。

(6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された者が残っていても、同日をもって当該採用候補者名簿は失効し、採用されることはない。

(7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合

格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示する。

7 試験結果の情報提供

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 6 9 条第 2 項第 1 号の規定により、情報提供を受けることができる。希望する場合は、受験者本人が受験票を持参の上、提供場所で提示すること。なお、電話、郵便等による提供はできない。

	提供を求めることができる者	提供内容	提供期間	提供場所
第 1 次試験	第 1 次試験の不合格者（本人に限る。）	第 1 次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から 1 か月間（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。）	和歌山市 人事委員会事務局
第 2 次試験	第 2 次試験の受験者（本人に限る。）	第 1 次試験及び第 2 次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		

8 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定する。
- (2) 採用は、令和 6 年 4 月 1 日の予定である。なお、資格免許職（獣医師、精神保健福祉相談員、保健師、保育士、手話通訳員）で資格取得見込みの者については、資格取得後の採用となるため、令和 6 年 4 月 2 日以降となる場合がある。
- (3) 最終合格後に受験資格を満たさないことが明らかになった場合（障害者を対象とした行政職事務職で採用日時点において手帳が更新されない場合を含む。）、資格免許職（獣医師、精神保健福祉相談員、保健師、保育士、手話通訳員）又は技能労務職（保育調理業務員、学校給食調理員）で資格等を取得できなかった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用しない。

9 受験申込み

(1) 申込みの制限

- ア 申込みできる試験区分は 1 つに限る。また、申込書の受理後における試験区分の変更はできない。
- イ 郵送による申込みに限る。

(2) 受験案内及び申込書の配布

令和 5 年 7 月 3 日（月）から配布する。ただし、日曜日等を除く。

(3) 受験案内及び申込書の入手方法等

入手方法	入手場所等
直接受け取る方法	和歌山市七番丁 1 7 番地 朝日ビルディング 2 階 和歌山市人事委員会事務局 日曜日等を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。
インターネットを利用して入手する方法	和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。 和歌山市ホームページ <a href="http://www.city.wakayama.wakayama.jp/">http://www.city.wakayama.wakayama.jp/</a>
郵便で入手する方法	郵便番号 6 4 0 - 8 5 1 1、和歌山市七番丁 2 3 番地、和歌山市人事委員会事務局宛てに、1 4 0 円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形 2 号などの A 4 サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。

(4) 受験申込方法

提出書類	① 申込書 ② 添付書類 ア 受験資格に定める免許、資格証等の写し（保育士については、保育士証と幼稚園
------	---

	教諭免許状の両方の写しを添付すること。） イ 受験資格確認シート（附表）。ただし、障害者を対象とした行政職事務職に限る。 ③ 返信用封筒（受験票送付用） （注）長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付すること。
申込期間等	令和5年7月3日（月）から同年8月1日（火）まで 令和5年8月1日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。
送付先	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局 （注）封筒（角形2号：A4サイズが入る大きさ）の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書き提出すること。また、不着のトラブルを避けるため、必ず郵便局で簡易書留郵便の手続きをすること。
受験票の発行	令和5年8月10日（木）以降に順次発送する。なお、受験票が同月18日（金）を過ぎても届かないときは、至急和歌山市人事委員会事務局へ連絡すること。

(5) 障害者を対象とした行政職事務職の者は、上記（1）から（4）までのほか、次の注意事項を確認の上、受験資格確認シート（附表）に記入すること。

ア 日常生活用具として拡大読書器等が給付されている者は、それらの機器を使用して受験することができる。その他、拡大鏡等を使用することもできる。なお、拡大読書器等は和歌山市人事委員会では準備しないので、受験資格確認シート（附表）の該当欄に必要事項を記入の上、各自持参すること。また、試験の際、補装具等が必要な者は持参すること。

イ 第2次試験当日に、手帳等を持参すること。なお、その後採用までの間に手帳等の提示を求められることがある。

ウ 原則として受験者用の駐車場はないが、自動車で来場し試験会場内駐車場の利用を希望する者（自動車でなければ来場することが困難な者に限る。）は、受験資格確認シート（附表）の該当欄に必要事項を記入すること。

エ 上記のほか、受験に際して要望がある場合は、受験資格確認シート（附表）に必要事項を記入すること。後日、和歌山市人事委員会から連絡する。

(6) その他

ア この試験において提出された書類等は、受付後返却しない。

イ 申込書に記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。

ウ 試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望がある者は、受験申込書の「受験に関する特記事項」欄に記入すること。

10 受験申込時の添付書類

(1) 資格免許職（獣医師、精神保健福祉相談員、保健師、保育士、手話通訳員）又は技能労務職（保育調理業務員、学校給食調理員）の受験申込みをする者で、既に資格等を有する者は、資格証等の写し（A4サイズにコピーしたもの）1通を添付すること。

(2) 障害者を対象とした行政職事務職の受験申込みをする場合は、受験資格確認シート（附表）を添付すること。

11 第1次試験合格者の提出書類等

(1) 第1次試験に合格した者には、履歴書等を提出させる。その際に、写真を再度貼り付けて提出すること。

なお、写真は、最近6か月以内に撮影されたもので縦4センチメートル横3センチメートル、脱帽、上半身、正面向のものに限り、受験申込書に貼り付けたものと同じもので構わない。また、提出書類は令和5年10月18日（水）午後1時（予定）までに提出すること。

(2) 第1次試験に合格した者に提出させる書類等に関する詳細は、合格通知に同封する。

12 給与等

(1) 令和5年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりである。

試験区分	初任給
------	-----

行政職Ⅲ種事務職、障害者を対象とした行政職事務職	約163,900円
資格免許職Ⅰ種（獣医師を除く。）	約202,700円
資格免許職Ⅰ種（獣医師）	約209,600円
資格免許職Ⅱ種	約184,500円
消防職Ⅲ種	約185,000円
技能労務職	約161,000円

- (2) 学歴及び民間企業の職歴等に応じて初任給に一定の額が加算（5年分を上限とする。）される制度がある。  
 また、昇任に係る必要年数は、職歴等に応じて短縮される。
- (3) 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末及び勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給される。
- (4) 採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになる。

1.3 日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限がある。

- (1) 公権力の行使に該当する業務は担当できない。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりである。
- ア 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
  - イ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
  - ウ 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務
- (2) 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできない。公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当する。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能である。

(令和5年6月30日揭示済)

令和5年度行政職Ⅰ種職務経験者型和歌山市職員採用試験を次のとおり実施するので公告する。

令和5年6月30日

和歌山市人事委員会委員長 田中祥博

令和5年度行政職Ⅰ種職務経験者型和歌山市職員採用試験

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

令和6年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
行政職Ⅰ種	建築職 [職務経験者型]	1人	市長事務部局等で、主に市有建築物の設計、監督業務、建築指導等の専門行政事務に従事する。
	電気職 [職務経験者型]	1人	市長事務部局等で、主に電気設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事する。
	機械職 [職務経験者型]	1人	市長事務部局等で、主に機械設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事する。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす者。

- (1) 次の試験区分別受験資格に該当する者

試験区分		受験資格
行政職Ⅰ種	建築職 [職務経験者型]	次の①及び②を満たす者 ① 昭和48年4月2日から昭和63年4月1日までの間

		に生まれた者。なお、学歴は問わない。 ② 民間企業や公的機関等において、建築（建築工事の設計・施工管理）に関する常勤の職務経験を 5 年以上有する者（令和 5 年 6 月 3 0 日現在）
	電気職 [職務経験者型]	次の①及び②を満たす者 ① 昭和 4 8 年 4 月 2 日から昭和 6 3 年 4 月 1 日までの間に生まれた者。なお、学歴は問わない。 ② 民間企業や公的機関等において、電気（電気設備の設計・施工管理・維持管理）に関する常勤の職務経験を 5 年以上有する者（令和 5 年 6 月 3 0 日現在）
	機械職 [職務経験者型]	次の①及び②を満たす者 ① 昭和 4 8 年 4 月 2 日から昭和 6 3 年 4 月 1 日までの間に生まれた者。なお、学歴は問わない。 ② 民間企業や公的機関等において、機械（機械設備の設計・施工管理・維持管理）に関する常勤の職務経験を 5 年以上有する者（令和 5 年 6 月 3 0 日現在）

(2) 次のいずれかに該当する者。

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）に規定する永住者（令和 6 年 3 月 3 1 日までに取得見込みの者を含む。）

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）に規定する特別永住者（令和 6 年 3 月 3 1 日までに取得見込みの者を含む。）

(3) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 1 6 条に規定する次のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注意事項

1 「職務経験の期間」についての注意事項は次のとおりである。

(1) 職務経験には、6 か月以上継続した、常勤の正規社員（職員）として就業していた期間又は当該事業所における常勤の正規社員（職員）と同じ勤務形態で就業していた期間（パートタイム、アルバイト、非常勤として雇用されていた期間を除く。）のみが該当する。

(2) 職務経験が複数ある場合は通算することができるが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限る。

(3) 在職中に連続して 3 か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。

2 最終合格発表後、職務経験の確認のため証明書等の提出が必要である。なお、5 年以上の職務経験が確認できなかった場合は、採用されない。

3 試験の方法等

(1) 試験種目及び配点

試験区分	第 1 次試験種目（配点）	第 2 次試験種目（配点）
全区分	教養試験（1 0 0）	第 1 次試験結果（5 0） 口述試験（1 5 0） 適性検査

注意事項

1 第 2 次試験では第 1 次試験結果を 5 0 点満点に換算し、第 1 次試験及び第 2 次試験の総合得点（2

00点満点)による順位で最終合格者を決定する。

2 適性検査は、第2次試験種目だが、第1次試験日に全受験者に実施する。適性検査の結果は、口述試験及び合否判定の資料として使用する。

#### (2) 試験内容等

試験種目	試験内容等
教養試験	択一式・45分で行われるテストセンター方式の試験。出題分野は、文章理解、判断推理、数的推理などとする。大学卒業程度の内容で行う。
口述試験	個人の形式による、主として人物、性格及び専門知識・見識（建築、電気又は機械）等についての面接
適性検査	性格等に関する適性検査

注意事項 テストセンター方式とは、試験受験期間内に全国の試験会場の中から受験者が希望する会場・日時を予約し、パソコン画面で出題・実施される試験を受験するもの。文字の大きさがパソコン画面表示上10ポイント程度による出題に対応していただく必要がある。

#### 4 試験日等

	試験日時	試験会場	実施試験種目
第1次試験	9月11日（月）～24日（日）の間で受験者が選択する日時	47都道府県に340か所以上設置されたテストセンター会場のうちから受験者が選択する会場	教養試験 適性試験
第2次試験	11月4日（土）～12日（日）のうちの1日	和歌山市役所（和歌山市七番丁23番地）又は周辺会場	口述試験

#### 注意事項

- 都合により、試験日を変更する場合がある。
- 第1次試験の会場については、次のURL (<https://cbt-s.com/testcenter/>) を参照すること。
- 第1次試験日に実施する適性検査は第2次試験の種目のものである。
- 試験会場、日時などの具体的な事項は、第1次試験合格者に通知する。なお、当人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。

#### 5 合格発表等

(1) 合格者は総合得点の高い順に決定する。ただし、それぞれの試験種目において当人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがある。また、同点者は同順位とするが、最終合格決定時において、合否判定上に同点者がいる場合は、第1次試験の得点順に合格者を決定する。

教養試験の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものである。

(2) 合格発表予定日等は次のとおりである。

	時期	方法
第1次試験合格発表	10月上旬	合格者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。
第2次試験（最終）合格発表	11月下旬	合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。

(3) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間、合格者の受験番号を掲示するが、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。なお、合否に関する電話による問合せには応じない。

#### 6 繰上げ合格制度

次のとおり実施する。

(1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の者の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載する。

- (2) 繰上げ合格候補者の数は概ね2人とする。ただし、和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数とする。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用される。
  - ア 正式合格者が採用を辞退した場合
  - イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合
  - ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合
- (4) 繰上げ合格候補者の受験番号は、最終合格発表掲示に掲載しない。なお、繰上げ合格候補者となった者には、その旨及び採用候補者名簿掲載順位を文書で通知する。
- (5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により、同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられるが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはない。
- (6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登録された者が残っていても、同日をもって当該採用候補者名簿は失効し、採用されることはない。
- (7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示する。

7 試験結果の情報提供

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、情報提供を受けることができる。希望する場合は、受験者本人が受験票を持参の上、提供場所で提示すること。なお、電話、郵便等による提供はできない。

	提供を求められることができる者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	第1次試験の不合格者（本人に限る。）	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から1か月間（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）	和歌山市人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験の受験者（本人に限る。）	第1次試験及び第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		

8 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定する。
- (2) 最終合格後に受験資格を満たさないことが明らかになった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用しない。

9 受験申込み

(1) 申込みの制限

- ア インターネット（電子申請）又は郵送による申込みとする。
  - イ 申込みできる試験区分は1つに限る。また、この試験区分に申し込む者は、令和5年度第2回和歌山市職員採用試験に申し込めない。申込書の受理後における試験区分の変更はできない。
- 注意事項 提供された個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。

(2) 受験案内及び申込書の配布

令和5年7月3日（月）から配布する。ただし、日曜日等を除く。

(3) 受験案内及び申込書の入手方法等

入手方法	入手場所等
直接受け取る方	和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 和歌山市人事委員会事務局

法	日曜日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
インターネットを利用して入手する方法	和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。 和歌山市ホームページ <a href="http://www.city.wakayama.wakayama.jp/">http://www.city.wakayama.wakayama.jp/</a>
郵便で入手する方法	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局宛てに、140円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号などのA4サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。

## (4) 受験申込方法

## ア インターネットによる申込み（電子申請）

申込方法	下記URLから申し込んでください。 <a href="https://logoform.jp/form/fKMM/263688">https://logoform.jp/form/fKMM/263688</a>
申込期間	7月3日（月）から8月1日（火）まで
入力事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験区分</li> <li>・氏名、住所（現住所・通知先住所）、電話番号、生年月日、性別</li> <li>・メールアドレス</li> <li>・顔写真（jpgファイル） （証明写真と同等の鮮明な画質で無加工の写真（直近6か月以内に撮影したもので上半身・正面向のもの）を準備すること。スマートフォン等で撮影したものを 使用する場合は、縦4：横3サイズで背景は無地とすること。）</li> <li>・最終学歴</li> <li>・職歴</li> </ul>
受験票の発行	受験票については、後日電子メールで連絡するので、各自ダウンロード・印刷し、第1次試験当日に持参すること。なお、8月18日（金）を過ぎてもメールが届かないときは、至急、当人事委員会事務局へ連絡すること。

## 注意事項

- 1 申込みには、メールアドレスが必要になる。すでにメールアドレスを持っている場合は新たにメールアドレスを取得する必要はない。
- 2 申込期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付ける。
- 3 申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信される。申込完了メールが送信されない場合は申込みができていないので、注意すること。
- 4 「city.wakayama.lg.jp」「logoform.jp」「cbt-s.com」のドメインから送付される電子メールを受信できるようにすること。
- 5 システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もあるので、注意すること。
- 6 使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。

## イ 郵送による申込み

提出書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 申込書</li> <li>② 職務経験確認シート</li> <li>③ 返信用封筒（受験票送付用） （注）長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付すること。</li> </ol>
申込期間等	令和5年7月3日（月）から同年8月1日（火）まで 令和5年8月1日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。
送付先	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局 （注）封筒（角形2号：A4サイズが入る大きさ）の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書き提出すること。また、不着のトラブルを避けるため、必ず郵便局で簡易書留郵便の手続きをすること。

受験票の発行	令和5年8月10日（木）以降に順次発送する。なお、受験票が同月18日（金）を過ぎても届かないときは、至急和歌山市人事委員会事務局へ連絡すること。
--------	--

注意事項 この試験において提出された書類等は、受付後返却しない。

#### 10 第1次試験予約方法

- (1) 申込受付期間の締切後、受験申込書に記載されたメールアドレスへ当人事委員会事務局（renrak@cbt-s.com）から受験の案内メールを送信する。
- (2) 案内メールに記載されたURLから予約サイトにログインし、第1次試験の試験会場、受験日時を選択等を行い、予約を完了すること。予約サイトにログインするためのログインIDとパスワードについても、案内メールに記載し送信する。なお、ログインIDとパスワードの再発行は行わない。

##### 注意事項

- 1 従来型携帯電話では、予約できない。
  - 2 一度行った受験予約は、受験日の前日の午後2時まで変更することができるが、それ以降の変更はできない。また、予約した受験日に受験できない場合は欠席となり、それ以降の受験の再予約はできない。
  - 3 プロバイダによっては、メールが迷惑メールフォルダに分類される等により届かない場合がある。その場合は、該当するフォルダを確認するか、プロバイダに問い合わせること。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。
- (3) 受験予約完了後、業務委託業者（help@cbt-s.com）から受験予約完了のメールが配信されるので、予約内容を確認すること。受験予約や試験の実施について不明な点がある場合は業務委託業者へ問い合わせること。

#### 11 第1次試験合格者の提出書類等

- (1) 第1次試験に合格した者には、履歴書等を提出させる。その際に、写真を再度貼り付けて提出すること。なお、写真は、最近6か月以内に撮影されたもので縦4センチメートル横3センチメートル、脱帽、上半身、正面向のものに限り、受験申込書に貼り付けたものと同じもので構わない。また、提出書類は令和5年10月18日（水）午後1時（予定）までに提出すること。
- (2) 第1次試験に合格した者に提出させる書類等に関する詳細は、合格通知に同封する。

#### 12 給与等

- (1) 令和5年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりである。

民間企業等職務経験（例）	初任給
5年	約223,400円
10年	約259,500円
15年	約283,600円

注意事項 採用時の職位、初任給については民間企業等における職務経験に基づき決定する。

- (2) 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末及び勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給される。
- (3) 採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになる。

#### 13 日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限がある。

- (1) 公権力の行使に該当する業務は担当できない。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりである。
  - ア 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
  - イ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
  - ウ 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務
- (2) 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできない。公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当する。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇

任が可能である。

（令和 5 年 6 月 3 0 日 掲 示）